

平成22年度税制改正にともない、平成24年1月1日以後に新たに締結した生命保険契約等について、税制改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

1.改正概要

■介護医療保険料控除の新設

平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険のうち、法令に定める「介護医療保険契約等」の対象となる契約に係る保険料等について、適用限度額を所得税4万円・個人住民税2.8万円とする介護医療保険料控除が新たに設けられます。
 (※)保険料が「介護医療保険料控除」の対象となる契約の概要については「4.留意事項」を参照。

■一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額の変更

平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等について、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の対象となる契約に係る保険料の適用限度額が、それぞれ所得税4万円・個人住民税2.8万円に変更になります。

■制度全体の適用限度額の変更

平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等について、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除および介護医療保険料控除をあわせた全体の適用限度額が、所得税の場合、12万円に変更になります。
 (個人住民税の場合、限度額7万円のまま変更ありません。)

■適用枠の判定

主契約と特約の保険料について、それぞれの保障内容を判定して、各保険料控除額が適用されます。

■生命保険料控除の対象外となる特約等の取り扱いについて

平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等のうち、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。

2.適用制度・各制度における所得控除限度額について

■新たな生命保険料控除制度(以下、「新制度」)の適用対象

平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等に係る生命保険料控除について新制度が適用されます。
 また、平成23年12月31日以前に契約締結された生命保険契約等について、平成24年1月1日以後に「更新」・「特約の中途付加」(以下、「更新等」)を行った場合には、当該契約について更新等の日以後の保険料に対して新制度が適用されます。

(※)詳しくは「5.適用される制度の具体例」を参照。

■従来からの生命保険料控除制度(以下、「旧制度」)の適用対象

平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等に係る控除について、平成24年1月1日以降も旧制度が適用されます。
 (※)詳しくは「5.適用される制度の具体例」を参照。

■各制度における適用控除限度額

＜旧制度＞	
全体の所得控除限度額	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

(※)所得税・住民税ともに、枠ごと・全体の適用限度額に変更なし。

＜新制度＞	
全体の所得控除限度額	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●その他の保険料	
生命保険料の特約の対象となる特約など	

(※)所得税における全体の適用限度額が拡大。
 (住民税における全体の適用限度額に変更なし。)

3.保険料控除額の計算方法

■所得税の生命保険料控除額

○旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

※一般・年金あわせて100,000円が限度。

■個人住民税の生命保険料控除額

新制度では、「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の所得控除限度額はそれぞれ2.8万円ですが、合計した場合は7万円が限度額となりますのでご注意ください。

○旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※一般・年金あわせて70,000円が限度。

○新制度(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

※一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度。

○新制度(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

※一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

4.留意事項

■旧制度適用対象契約と新制度適用対象契約の双方をご契約されている場合

旧制度適用対象契約と新制度適用対象契約の双方をご契約されている方で、新旧両制度適用分の生命保険料控除を適用申告される場合、新制度と旧制度の合計額が申告額となります。また、その場合は所得税12万円・個人住民税7万円が控除限度額となります。

また、新旧両制度を適用する場合、旧制度の一般生命保険の保険料と、新制度の一般生命保険の保険料に係る控除は合計で所得税4万円・個人住民税2.8万円が上限となります。(旧制度の個人年金保険等の保険料と新制度の個人年金保険等の保険料に係る控除についても同様です。)

■各生命保険料控除の分類判定について

新制度には、「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の3つの控除枠があり、法令等に基づき、ご契約されている生命保険会社等にて、各保険料の枠判定を判定しております。

<例>

- 「一般生命保険料」…生存又は死亡に基因して一定額の保険金・その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料など
- 「介護医療保険料」…入院・通院等にもなる給付部分に係る保険料など
- 「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料など

なお、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる保険契約などに係る保険料は新制度の対象外となります。そのため、実際の支払保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

■各控除枠における配当金等の取扱について

配当金(相当額)は、本契約に割り当てられる配当金等を、「一般生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」・「その他保険料」の各保険料によって按分して、各々控除対象保険料から控除します。

5.適用される制度の具体例

契約の締結日によって、適用される制度は以下のケースのとおりとなります。

【ケース1】 契約日が2011年(平成23年)12月31日以前の場合
 <A契約> 契約日…2010年(平成22年)4月1日

		2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	
A契約	契約の状況	4月1日に加入					
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	……

【ケース2】 契約日が2012年(平成24年)1月1日以後の場合
 <B契約> 契約日…2012年(平成24年)4月1日

		2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	
B契約	契約の状況			4月1日に加入			
	適用制度			新制度	新制度	新制度	……

【ケース3】 契約日は2011年(平成23年)12月31日以前の契約だが、2012年(平成24年)1月1日以後に更新している場合①
 <C契約> 更新日…2012年(平成24年)1月1日

		2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	
C契約	契約の状況			1月1日に更新			
	適用制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度	新制度	……

平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加などにより所定の契約内容変更がされた場合は、新制度が適用されます。

【ケース4】 契約日は2011年(平成23年)12月31日以前の契約だが、2012年(平成24年)1月1日以後に更新している場合②
 <D契約> 更新日…2012年(平成24年)4月1日

		2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	
D契約	契約の状況			4月1日に更新			
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度	……

平成24年3月までの払込保険料は旧制度、平成24年4月以降の払込保険料は新制度が適用されます。

記載内容に関するお問い合わせは、生命保険会社までお願いいたします。

<本内容は、平成23年4月時点の法令等に基づき作成しております>

【例】

- ①平成23年12月31日までに契約した一般生命保険の年間支払保険料→10万円
- ②平成24年1月1日以降に契約した医療生命保険の年間支払保険料→10万円
- ③平成23年12月31日までに契約した個人年金保険の年間支払保険料→10万円

<例1> ①と③の契約をもっている場合
 →現行通り

<例2> ①と②と③の契約をもっている場合
 →①と③は旧制度を適用、②は新制度を適用
 所得税…①限度額 50,000円
 ②限度額 40,000円
 ③限度額 50,000円

生命保険料控除限度額は120,000円なので、120,000円が控除額となります。

<例3> ①と②を持っている場合
 →①は旧制度、②は新制度を適用
 所得税…①限度額 50,000円
 ②限度額 40,000円
 控除額 90,000円

- ①平成23年12月31日までに契約した一般生命保険の年間支払保険料→5万円
- ②平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険の年間支払保険料→5万円
 →①は旧制度で計算。所得税… $50,000 \div 2 + 12,500 \text{円} = 37,500 \text{円}$
 ②は新制度で計算。所得税… $50,000 \div 4 + 20,000 \text{円} = 32,500 \text{円}$
 一般生命保険の控除限度額は40,000円なので、40,000円が控除額となります。

☆平成24年度の年末調整、確定申告以降ですが、複数の保険契約がある場合には、一般・介護医療・個年のどの枠にはいるのか、新制度か旧制度かによって、控除額が変わりますので、一番控除額が高くなるにはどうすればいいかの見極めが必要になります。

また、平成23年は残りわずかですが、今年中に契約を済ませておいた方が控除額が高くなる方(介護医療保険に入っておられなくて、平成24年以降も入る予定のない方など)もいらっしゃると思いますので、この1カ月半、顧問先さまとご検討下さい。